

平成 27 年 5 月 29 日  
社会福祉法人 全国盲ろう者協会

## 社会保障審議会障害者部会に対する意見

### I 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。

- 意思疎通支援事業の一環として位置づけられている盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、地域生活支援事業の枠内にあるために、理念的には、地域の実情に応じた柔軟な運営が可能であるとされている。しかし、現実的には、国庫補助金の予算枠が限定されていることなどから、実施主体である都道府県(指定都市、中核市を含む。以下、同じ。)において予算枠の確保が厳しく、実際に盲ろう者が通訳・介助員を利用できる時間は、本来必要と思われる時間に比べて極めて限定されている。また、地域間の格差も大きい。
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、生活のあらゆる場面において、コミュニケーション支援、及び周囲の状況の把握も含めた広義の情報提供支援、並びに移動支援などの身体的な介助を総合的に提供するものであり、また、個々の盲ろう者の状況に応じた個別的な対応を求められる。このようなことから、手話通訳派遣事業のように、必要な場面における標準化されたコミュニケーション支援を提供する事業とは、かなり性格を異にするものと考えられる。
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、個々の盲ろう者に対する健康で文化的な最低限度の生活を保障するために不可欠の支援であり、日々、継続的に必要とされる支援であるため、年間を通して相当長時間の派遣を必要とする。
- 以上のようなことから、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、本来的には、現行の意思疎通支援事業の枠よりも、個別給付になじむ事業であると考えられる。

### II 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方

- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を個別給付化した場合においては、財政的措置が義務的経費となることから、原則的には、盲ろう者一人ひとりのニーズに応じて必要な派遣時間が確保されることが期待される。しかしながら、一方で、現状においては、派遣事業を利用している盲ろう者は全国で千人程度という実態もあり、盲ろう者の数が少ない地域においては、事業所方式を前提とする現行の個別給付事業では、現実的に、通訳・介助員の派遣を行うことが困難となる可能性が高い。
- その一方で、盲ろう者の障害の状況は非常に多様であり、比較的障害が軽度な盲ろう者の場合は、必ずしも、継続的な通訳・介助員の派遣を必要と

しないため、現行の意思疎通支援事業の枠組みにおいても、財政的には対応可能と思われる。ただし、この場合においても、地域生活支援事業全体としての財政措置の拡充が望まれる。

- 以上のようなことから、事業を利用する盲ろう者がある程度以上見込める都道府県においては、基本的には、通訳・介助員派遣事業を個別給付化していくことが望ましいと考えられる。また、この場合、年間を通して長時間の派遣を必要とすることや個別的な対応を必要とするなど、現行の個別給付の中では、重度訪問介護との親和性が高いと思われることから、重度訪問介護の対象と支援内容を拡大することにより、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を重度訪問介護の枠内に位置づけることが適当であろう。ただし、一人ひとりの盲ろう者が抱える複雑で多様なニーズに対応するために、特に専門性の高いコミュニケーション支援をコアとする盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業においては、事業を安定的に運営するためには、業務の困難性等を踏まえた独自の報酬単価の設定や加算の創設などの特別な財政的配慮が必要と考えられる。
- それと同時に、事業を利用する盲ろう者の数が少なく派遣事業所の設置・経営が困難な都道府県においては、少なくとも、当面は、現行どおり地域生活支援事業の枠内で通訳・介助員派遣事業を運用することが現実的であると思われる。また、比較的障害が軽度な盲ろう者については、重度訪問介護の利用はなじみにくいと考えられることから、このような盲ろう者への対応を含めて、地域生活支援事業としての通訳・介助員派遣事業を存置することが必要である。なお、これは現行制度において、視覚障害者に対する個別給付である同行援護や知的障害者等に対する個別給付である行動援護と、地域生活支援事業における移動支援事業が併置されているのと同様の形となる。

### Ⅲ 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。

- 盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、平成25年3月に、当協会の提言を踏まえて、国において84時間の研修を基本とする標準的な養成カリキュラムが定められ、養成研修事業の実施主体である都道府県においても、普及・定着が進んでいる。また、過去20年以上にわたる養成研修受講者のうち、現時点で5千人以上の通訳・介助員が都道府県の派遣事業所に登録している。このような状況から、盲ろう者向け通訳・介助員の養成に関して、当面は、標準的な養成カリキュラムの一層の普及・定着と、現任研修の充実などによる既存の通訳・介助員の資質向上が課題であると考えられる。

※意思疎通支援に係る支援機器の問題及び意思疎通支援に関する他施策との連携の問題については、今回は、意見表明を保留する。